

★申告に必要な書類等

- ① 税務署から送付された確定申告書（申告書が届いていない方は、相談会場に用意してあります）
- ② 給与、年金等の源泉徴収票又は給与支払証明書
- ③ 営業、農業、不動産及びその他事業などの所得がある方は、仕入、売上、必要経費などを確認できる帳簿、領収書等の関係書類
- ④ 配偶者等（家族）の収入がわかる書類
- ⑤ 社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等）の領収書、国民年金保険料等を支払った旨を証する書類、生命保険料控除額証明書、地震保険料控除額証明書、障害者・療育手帳
- ⑥ 医療費控除を受ける方は、医療機関などの領収書（社会保険、生命保険等で医療費の補填を受けた方は、補填された金額がわかる書類が必要です）
- ⑦ 寄附金（ふるさと納税など）控除を受ける方は、地方公共団体又は各種団体等から交付された寄附金受領証明書（領収書）
- ⑧ 印鑑、申告者名義の取引先金融機関等口座番号のわかるもの（通帳）

★申告をしなかった場合

- 住民税務課で発行する所得証明書などの各種証明書の交付が受けられません。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者・介護保険第1号被保険者の方は、税額等の軽減対象であっても軽減されないこともあります。
- 期限後の申告により所得金額が確定した場合には、住民税、国民健康保険税等も遡って課税されます。

★その他

- 個人あてには申告相談日の通知をしていませんので、各地区の指定日をお確かめのうえ、ご来場ください。指定日で都合の悪い方は、住民税務課税務班までご連絡ください。
- 収入及び経費については、申告相談日前に予め計算してご来場ください。
- 医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、受診者ごとに領収書等をあらかじめ仕分けしてからご来場ください。
- 所得税の確定申告書を直接税務署に提出した方は、村県民税の申告は必要ありません。
- 未申告の場合には、非課税証明書の交付が受けられない場合があります。



■問い合わせ先 住民税務課 ☎345-5111

忘れず申告を済ませましょう！「所得税・村県民税の申告相談」

平成28年1月1日現在、大衡村に住民登録している方で、平成27年1月1日から12月31日までに所得があった方は申告が必要となります。

各行政区の申告相談を次のとおり行いますので、できる限り指定された日に申告されますようお知らせします。相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また、例年期限間際になると待ち時間が大変長くなりますので、お早めの申告をお願いします。

※青色申告の方の申告相談は行いません。税務署での申告が必要となります。また、株取引による収入のある方の申告は、相談に時間を要し、場合によっては複数回お越しいただくことがありますので、お急ぎの方は直接税務署での申告をお勧めします。

◇ 平成27年分 所得税・村県民税の申告相談日程 ◇

会場：平林会館2階視聴覚室

相談日：2月15日(月)～3月15日(火)

(土・日曜日、祝日を除く。但し2月28日(日)、3月6日(日)は開設)

受付日	午前（9時～11時）	午後（1時～4時）
2月15日(月)	駒場・大森・奥田	
2月16日(火)	衡上・蕨崎・衡東	
2月17日(水)	大瓜上・大瓜下・松原	
2月18日(木)	※1 住宅借入金等特別控除の申告をされる方	
2月19日(金)	衡中・衡中東・衡中北・衡下	
2月22日(月)	駒場・大森・奥田	
2月23日(火)	衡上・蕨崎・衡東	
2月24日(水)	衡中・衡中東・衡中北・衡下	
2月25日(木)	大瓜上・大瓜下・松原	
2月26日(金)	駒場・大森・奥田	
2月28日(日)	※2 指定日に申告できない方(日曜開設)	
3月1日(火)	大瓜上・大瓜下・松原	
3月2日(水)	衡中・衡中東・衡中北・衡下	
3月3日(木)	衡上・蕨崎・衡東	
3月4日(金)	※3 指定日に申告できない方(夜間開設)	
3月6日(日)	※2 指定日に申告できない方(日曜開設)	
3月8日(火)	指定日に申告できない方	
3月9日(水)	※3 指定日に申告できない方(夜間開設)	
3月10日(木)	指定日に申告できない方	
3月11日(金)		
3月14日(月)		
3月15日(火)		

- ※1 2月18日(木)は住宅借入金等特別控除の申告を初めてされる方を対象とします。
- ※2 2月28日(日)、3月6日(日)の受付時間は午前9時～11時、午後1時～3時までとなります。
- ※3 3月4日(金)、9日(水)は、日中の受付のほか夜間(午後6時～午後7時)受付も行います。